

## 随意契約理由書

件名	新クレセントビル電話交換設備保守業務
契約の相手方	日本電気株式会社 神戸支社
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
随意契約の理由	
<p>本保守業務は、新クレセントビルの電話交換機及び周辺機器の維持管理業務である。電話機器に不具合が生じた場合、市民や関係者との電話対応など著しく業務に支障をきたすため、緊急時の対応を含め、保守、点検業務は必要不可欠である。</p> <p>当該設備の維持管理を円滑に運用していくには、当市独自のシステム・ソフトウェア構築を熟知していることが不可欠であり、当該設備の製造メーカー・設備施工業者である上記業者以外では、設備についての知識やノウハウがなく、部品・材料の入手において調達・設定できない。</p> <p>以上の理由により、当該業務は上記業者しか履行できないため、随意契約を締結する。</p>	
担当部署 (問合せ先)	行財政局厚生課 (電話番号 078-322-5095)